

不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備などのガス系消火設備を

設置している建物の関係者の皆様へ

令和2年 12 月 22 日、名古屋市のホテルの地下駐車場で不活性ガス消火設備の消火剤(二酸化炭素)の誤放出によって 11 人が死傷する事故がありました。不活性ガス消火設備に起因する事故は、平成7年にも東京都内の立体駐車場で発生しており、警備員の方2人が亡くなっています。このような事故を起こさないために、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備などのガス系消火設備を設置している建物の『関係者(従業員・警備員等)』、『保守管理作業に従事する工事事業者』及び『消防用設備等の点検・整備事業者』の皆様におかれましては、次の項目に十分に留意されるようお願いします。

1 建物関係者(従業員・警備員等)の皆様へ

- (1) 火災の場合以外には、消火ガス放出用の手動起動装置に触れないでください。
 - (2) 誤って、手動起動装置の操作扉を開け音響警報装置が作動した場合は、扉を閉め、点検業者などに復旧しているかの確認を依頼してください。
 - (3) 消火ガスが噴出される旨の音響警報装置が作動した場合は、ただちに防護区画の外へ退避してください。
 - (4) 消火ガスが噴出される旨の音響警報装置が作動した場合に、消火ガスが噴出される防護区画内やその周辺に建物利用者がある場合は、ただちに退避するよう促すとともに、防護区画に近寄らないよう周知してください。
 - (5) 消火ガス放出用の手動起動装置を押した場合でも、あらかじめ決められた時間内(※)であれば、手動起動装置の中にある停止スイッチを押すことで消火ガスの放出を停止できます。
- ※ 二酸化炭素ガスを放出するものの場合、最短 20 秒間は放出されないよう設定されています。
- (6) ガス系消火設備に何らかの異常を確認した場合には、点検業者などに速やかに連絡してください。

2 建物の保守管理作業に従事する工事事業者様の皆様へ

- (1) 駐車場、電気室、ボイラー室、通信機器室などには、ガス系消火設備が設置されている場合があります。必ず事前に建物関係者に確認して、消防用設備の設置状況や注意事項の確認するようにしてください。
- (2) 設置されている消防用設備等の取扱要領、注意事項について不明な点があれば、建物の消防用設備等の点検を行う事業者にも必ず確認してください。
- (3) 工事を行う場合は、その旨を建物関係者、利用者に必ず周知してください。

3 消防用設備等の点検・整備事業者様の皆様へ

- (1) 工事を行う場合は、その旨を建物関係者、利用者に必ず周知してください。
- (2) ガス系消火設備の機能、取扱方法、放出時の対応要領等について、消防用設備等点検などの機会を捉えて建物関係者に周知してください。

4 その他

ご不明な点等があれば、最寄りの消防署予防係まで連絡してください。

岳南広域消防本部 0269-23-0119 中野消防署 0269-22-3386
山ノ内消防署 0269-33-3119 豊田消防署 0269-38-2355